

令和6年3月 標茶町

目 次

第1	章	計画策定にあたって	
1		計画の趣旨	
2		計画の位置付け	2
3		計画の期間	2
4		計画の策定体制	2
第2	章	賃 標茶町の現況	
1		人口と世帯の状況	7
2		高齢者(要支援・要介護認定者)の状況	ł 11
3		障がい者の状況	
4		子どもの状況	
5		生活保護受給者の状況	
6		地域資源の状況	
7		アンケート調査等からみる現状	21
第3	章	탑 計画の基本的な考え方	
1		基本理念	
2		基本目標	
3		計画の体系	31
4		圏域の考え方	
第4	章	重 施策の展開	35
1		基本目標 1 地域福祉を担う人材づくり	J
2		基本目標 2 みんなで支え合うまちづく	
3		基本目標3 安全安心に暮らせるしくみ	っづくり51
4		基本目標4 地域を支える基盤づくり	61
第5	章	計画の推進にあたって	71
1		多様な協働による計画の推進	71
2		計画の進行管理と評価	73
3		計画の普及・啓発	78
資;	料	┡ 編	77
1		標茶町福祉施策検討委員会設置要綱	77
2		標茶町福祉施策検討委員会委員名簿	80
3		標茶町地域福祉計画策定の経過	

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

地域福祉とは、住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力し、支え合いながら、地域における福祉課題の解決に取り組み、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを地域全体で進めていくことです。地域全体で協力して課題に取り組むことで、思いやりのこころ、支え合いのこころが育まれ、地域福祉を支える地域づくりにつながります。

しかしながら、近年、人口減少、少子高齢化の進展、核家族や単身世帯の増加、多様化するライフスタイル、地域におけるつながりの希薄化等、社会における地域課題は複雑化かつ複合化しています。

国では、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、改革の取り組みが進められています。「社会福祉法」第4条第1項においても「地域福祉の推進」が明記され、地域福祉の推進主体と目的が明確に定められました。これにより、地域の住民が地域福祉の担い手として明確に位置付けられ、より一層の住民参加による柔軟な福祉の推進が求められています。

このようなことから、本町では、福祉を必要としている方を支えることができる、地域福祉を育み、充実させていける仕組みをつくり、計画的に取り組みを進めていくため、「第1期標茶町地域福祉計画(2024年度~2029年度)」を新たに策定することとなりました。

2 計画の位置付け

第1期標茶町地域福祉計画(以下、「本計画」といいます。)は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画で、本町の地域福祉のあり方や方向性、施策を示し、地域福祉を総合的に推進する計画です。

本計画は、「標茶町第5期総合計画」を上位計画とした地域福祉を推進する計画で、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」等のその他の福祉関連計画と整合性を図るとともに、北海道県の計画と連携しながら推進します。

また、本計画と住民活動・行動のあり方を定めた標茶町社会福祉協議会が 策定する「標茶町地域福祉活動推進計画」は、地域福祉の方向性を互いに共 有し、連携しながら推進します。

3 計画の期間

本計画は、2024年度から2029年度までの6年間の期間とします。なお、本計画は社会情勢や町の状況の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の策定体制

(1) 標茶町福祉施策検討委員会

本計画を策定するにあたっては、専門的な知見や地域の視点による意見を 反映させるため、学職経験者、福祉関係者、関係行政機関等で構成された「標 茶町福祉施策検討委員会」を設置し、計画内容について審議、検討を行いま した。

(2) 住民参加

本計画を策定するにあたっては、地域課題の抽出や資源の把握のため、住民アンケート調査、事業所・関係団体アンケート調査、住民懇談会を実施しました。この結果から得られた住民や福祉関係者等の意見を計画に反映するよう努めました。

①住民アンケート調査

地域福祉施策を検討するための基礎資料として、18歳以上の標茶町住民に対し、アンケート調査を実施しました。

調査期間	令和5年7月~8月
調査対象	18 歳以上の標茶町住民無作為抽出
調査方法	調査票の郵送による配布・回収
回収結果	配付数 2,000 件 有効回収数 616 件 有効回収率 30.8%

②事業所・関係団体アンケート調査

町内において地域福祉に関わる活動を行っている事業所、関係団体を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間	令和5年9月~10月
調査対象	町内に所在する福祉関連事業所・関係団体
調査方法	調査票の郵送または電子メールによる配布・回収
回収結果	配付数 10 件 有効回収数 10 件 有効回収率 100.0%

③ワークショップ(住民懇談会)

住民の地域における福祉環境や福祉活動の課題等について意見・意向を把握するため、ワークショップ(住民懇談会)を実施しました。

実施期間	令和5年12月12日(火)
対象者	標茶町内で活動する町内会、地域会、事業者等及び社会福祉協議 会の役員等
実施方法	ワークショップ形式で標茶町の地域福祉が目指す姿、方向性につ いて意見交換を実施
参加者数	19 人

第2章 標茶町の現況

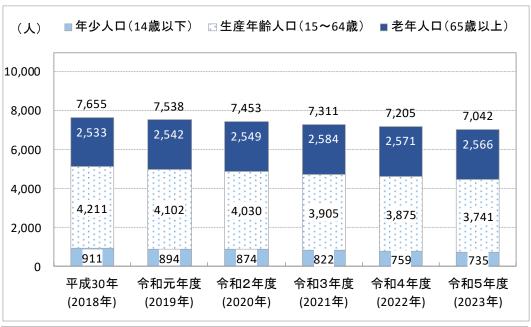
第2章 標茶町の現況

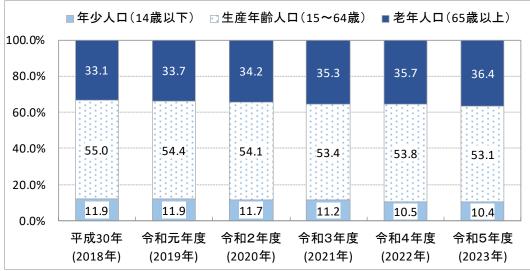
1 人口と世帯の状況

(1)総人口と年齢3区分別人口

住民基本台帳による本町の総人口は、減少傾向で推移しており、令和5年には7,042人と、平成30年の7,655人より613人(8.7%)減少となっています。

年齢3区分別では、年少人口と生産年齢人口は減少し続けていますが、老年人口は増加傾向となっており、構成比をみると、老年人口割合(高齢化率)は令和5年では36.4%と平成30年を3.3ポイント上回り、年少人口割合は1.5ポイント減(10.4%)、生産年齢人口割合は1.9ポイント減(53.1%)と、少子高齢化が進行していることがうかがえます。



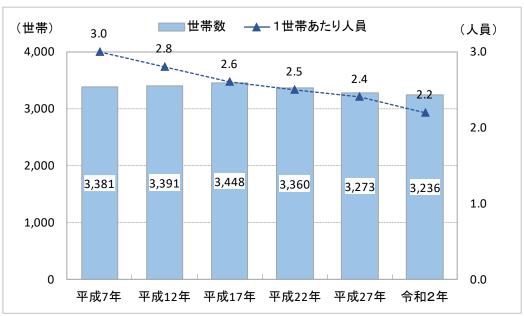


資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

(2)世帯の状況

①世帯数と1世帯あたり人員

世帯数は、令和2年で3,236世帯と、平成27年の3,273世帯から37世帯減少し、1世帯あたりの人数も2.2人と年々減少しています。



資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

②高齢者と子どもがいる世帯の状況

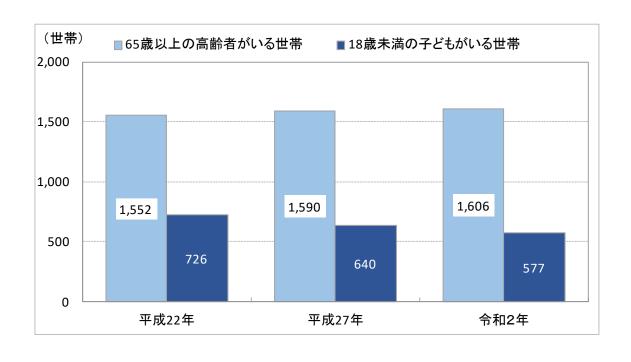
65歳以上の高齢者がいる世帯は増加傾向で、令和2年には1,606世帯と平成22年より78世帯増となっています。うち、単独世帯は平成22年より86世帯増の1,606世帯、高齢夫婦のみ世帯は40世帯増の512世帯となっています。

一方で、18歳未満の子どもがいる世帯は減少傾向で、令和2年には577世帯と平成22年より149世帯減となっています。うち、母子世帯は61世帯、父子世帯は5世帯と18歳未満の子どもがいる世帯の1割以上となっています。

(世帯)

			2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
			(一)火(22 十)	(一)火(1 十)	(Ɗ / Tµ∠ 11 /
一般世帯総数		3, 360	3, 273	3, 236	
	65歳以上の高齢者がいる世帯		1, 552	1, 590	1,606
		単独世帯	407	437	493
		高齢夫婦のみ世帯	472	533	512
	18	歳未満の子どもがいる世帯	726	640	577
		母子世帯	51	65	61
		父子世帯	10	11	5

資料:国勢調査(各年10月1日現在)



(3) 人口動態(自然動態・社会動態)

出生・死亡者数は、平成30年以降、死亡者数が出生者数を上回り続け、平成30年の自然減は45人となっています。

転入・転出者数は、令和2年で100人を下回る減少に転じました。しかし、 令和3年には再び138人と47人の増加に転じ、社会増はその後も100人を 超える人数で増減を繰り返しています。

自然・社会動態全体では、平成30年以降すべてマイナスとなっており、令和2年には過去において最も減少し、令和5年でも134人減と、減少傾向は続いています。

(人)

		2018年 (平成30年)	2019 年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022 年 (令和4年)	2023 年 (令和5年)
自	出生者数	40	47	44	34	34	28
然動	死亡者数	85	120	91	96	118	90
能	増減	△ 45	△ 73	△ 47	△ 62	△ 84	△ 62
社	転入者数	325	295	292	259	305	215
会動	転出者数	390	334	336	335	329	287
能	増減	△ 65	△ 39	△ 44	△ 76	△ 24	△ 72
	増 減	△ 110	△ 112	△ 91	△ 138	△ 108	△ 134

資料:住民基本台帳(各年月末現在)

2 高齢者(要支援・要介護認定者)の状況

令和4年度の要支援・要介護認定者数は、558人と平成30年度の584人より26人(4.5%)の減少となっています。

要介護度別では、要支援1と要介護5が増加し、要支援1が22人増の91人、 要介護5が27人増の48人となっています。

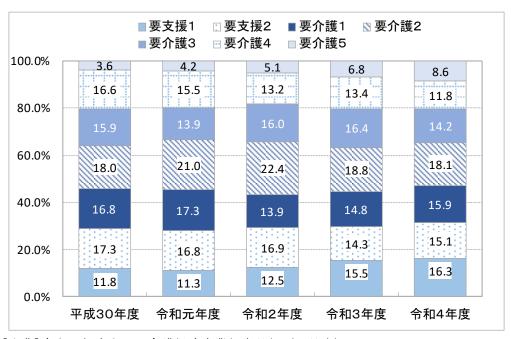
要介護度別の構成比をみると、要支援 1 ~要介護 1 の軽度が 47.2% と最も 多く、要介護 2 ~ 3 の中度が 32.6% と次に多く、要介護 4 ~ 5 の重度は 20.3% となっています。

(人)

		2018 (平成30	-	2019	•	2020 (令 和2	•	2021 年 (令和3年度)		2022 (令和4	
認定者数		584	(10)	567	(9)	568	(11)	574	(12)	558	(9)
	要支援1	69	(1)	64	(0)	71	(0)	89	(1)	91	(1)
	要支援2	101	(3)	95	(3)	96	(5)	82	(3)	84	(3)
	要介護1	98	(1)	98	(2)	79	(0)	85	(1)	89	(1)
	要介護2	105	(1)	119	(1)	127	(2)	108	(3)	101	(1)
	要介護3	93	(2)	79	(1)	91	(2)	94	(0)	79	(0)
	要介護4	97	(1)	88	(1)	75	(2)	77	(3)	66	(2)
	要介護5	21	(1)	24	(1)	29	(0)	39	(1)	48	(1)

[出典]令和4年度まで:介護保険事業報告月報(9月末)

※()は、うち第2号被保険者数



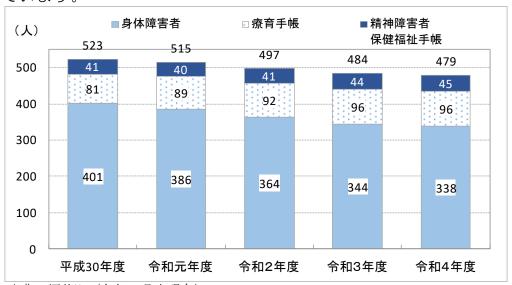
[出典]令和4年度まで:介護保険事業報告月報(9月末)

3 障がい者の状況

(1) 障がい者の状況

令和4年度の障害者手帳所持者数は479人(身体障がい者:338人、知的障がい者:96人、精神障がい者:45人)と、平成30年度より44人(8.4%)の減少となっています。身体障害者手帳所持者以外において、障害者手帳所持者数が増加傾向にあります。

年齢別でみると、身体障がい者は65歳以上が多くなっています。精神障がい者は18~64歳が多く、令和4年度では33人と73.0%を占め、増加傾向となっています。



出典:標茶町(各年3月末現在)

(人)

		2018年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年度
		(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
自	18 歳未満	10	8	8	8	8
身体障害者	18~64 歳	89	82	74	66	60
帳害	65 歳以上	302	296	282	270	270
石	合 計	401	386	364	344	338
	18 歳未満	30	33	35	38	36
療育手帳	18~64 歳	44	48	49	50	51
手帳	65 歳以上	7	8	8	8	9
12	合 計	81	89	92	96	96
保結	18 歳未満	0	0	0	0	0
健神福強	18~64 歳	33	30	31	32	33
保健福祉手帳 精神障害者	65 歳以上	8	10	10	12	12
帳者	合 計	41	40	41	44	45

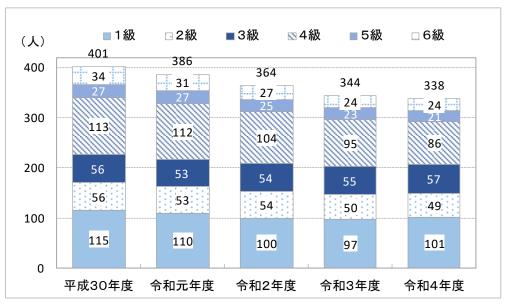
出典:標茶町(各年3月末現在)

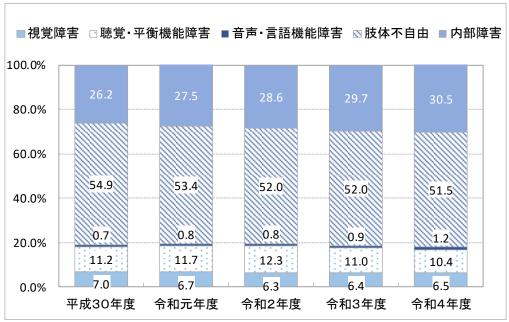
(2) 身体障がい者の状況

令和4年度の身体障害者手帳の所持者数は338人と、平成30年度より63 人(15.7%)の減少となっています。

等級別でみると、重度($1 \cdot 2$ 級)では、1級で減少傾向となっています。中度($3 \cdot 4$ 級)は、3級で概ね横ばい傾向、4級では減少傾向が続いています。軽度($5 \cdot 6$ 級)は、 $5 \cdot 6$ 級ともに減少傾向となっています。

障がい種類別の構成比をみると、令和4年度では、肢体不自由が51.5%と最も多く、以下、内部障害が30.5%、聴覚・平衡機能障害が10.4%、視覚障害が6.5%、音声・言語機能障害が1.2%となっています。内部障害は増加傾向にありますが、その他の障がいについては減少傾向または概ね横ばい傾向となっています。



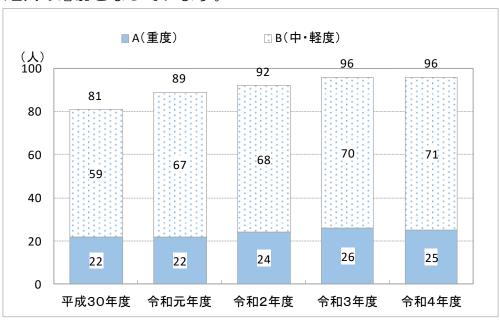


出典:標茶町(各年3月末現在)

(3) 知的障がい者

令和4年度の療育手帳所持者数は96人と、平成30年度より15人(18.5%) の増加となっています。

程度別でみると、Aの重度はほぼ横ばい傾向で、令和4年度は25人となっています。Bの中・軽度は増加傾向にあり、令和4年度は71人と平成30年度より12人の増加となっています。

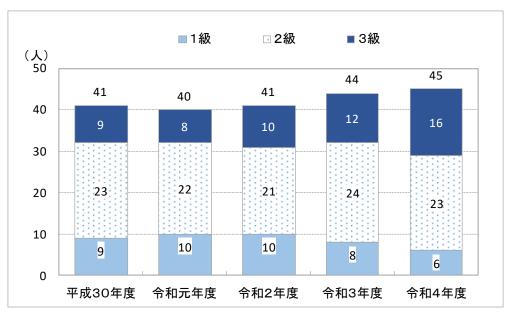


出典:標茶町(各年3月末現在)

(4) 精神障がい者

令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は45人と、平成30年度より4人(9.8%)の増加となっています。

等級別でみると、2級が最も多く、令和4年度は23人と平成30年度から概ね横ばい傾向となっています。



[出典]標茶町(各年3月末現在)

4 子どもの状況

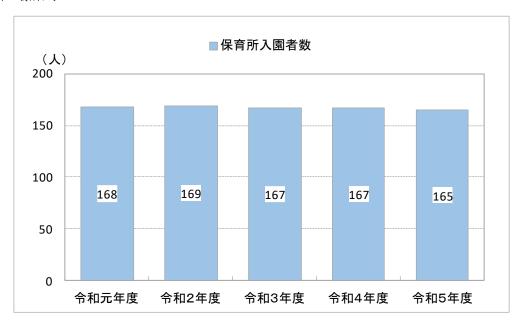
(1) 保育所の状況

公立の保育所の状況は令和5年度は、定員が295人で、利用人数は165人となっています。

(か所・人)

		2019 年	2020年	2021 年	2022 年	2023 年		
		(令和元年)	(令和2年)	(令和3年)	(令和4年)	(令和5年)		
	立	施設数	ζ	7	7	7	7	7
公		立	定	į	295	295	295	295
		入園者	数	168	169	167	167	165

資料:標茶町



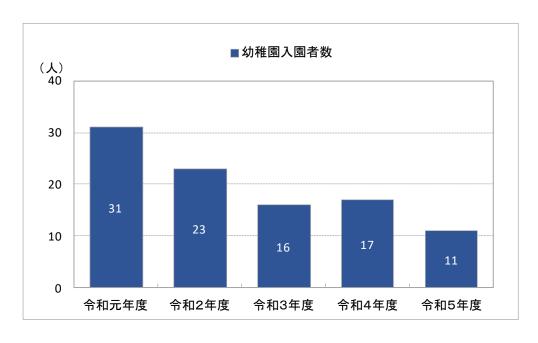
(2) 幼稚園の状況

幼稚園の状況は令和5年度は、定員が70人で、利用人数は11人となっています。

(か所・人)

				2019 年	2020年	2021 年	2022 年	2023 年
				(令和元年)	(令和2年)	(令和3年)	(令和4年)	(令和5年)
			施設数	1	1	1	1	1
	公 立	立	定員	70	70	70	70	70
			入園者数	31	23	16	17	11

資料: 標茶町



(3) 小学校・中学校の状況

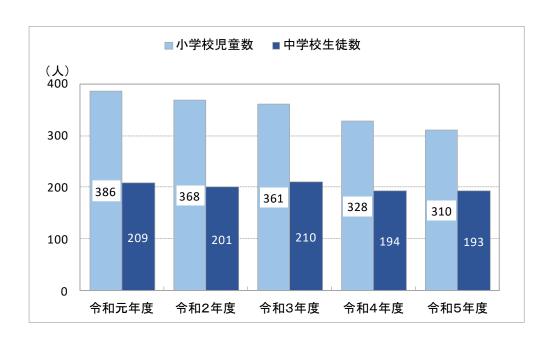
小・中学校の状況は、令和5年度で、小学校は6校、学級数は35学級で、中学校は4校、学級数は18学級となっています。

児童・生徒数は、令和5年度で、小学校は310人、中学校は193人と、小・中学校ともやや減少傾向となっています。

(校・学級・人)

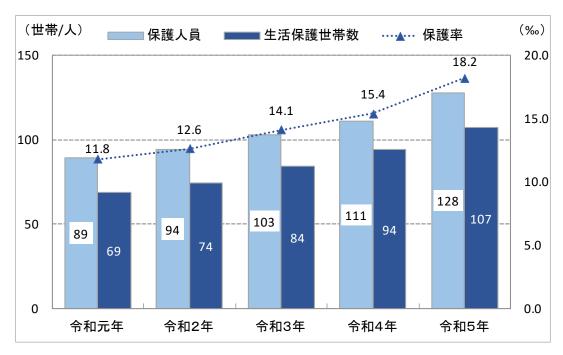
		2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022 年 (令和4年)	2023 年 (令和5年)
ds	学校数	6	6	6	6	6
小学校	学級数	41	40	43	40	35
仪	児童数	386	368	361	328	310
ф	学校数	4	4	4	4	4
中学校	学級数	20	18	20	18	18
	生徒数	209	201	210	194	193

資料: 標茶町



5 生活保護受給者の状況

生活保護人員・生活後保世帯数は、ともに増加傾向にあり令和5年では、生活保護人員128人、生活保護世帯数107世帯となっている。また、保護率も近年増加傾向にあり、令和5年には18.2%と令和元年の11.8%から1.5倍以上の増加となっています。



資料:標茶町

※保護率 (‰) 千分率:住民基本台帳に占める生活保護人員の割合

6 地域資源の状況

(1) 地域活動団体等の状況

行政区は165行政区となっています。地域活動団体等は、自治会が39団体、 老人クラブが9クラブ、ボランティア・NPO活動団体が5団体、特定非営利 活動団体が2団体となっています。

団 体	団体数
行政区	165 行政区
自治会	39 団体
老人クラブ	9クラブ
ボランティア・NPO活動団体	5団体
特定非営利活動団体法人	2団体

資料:標茶町

(2) 地域人材の状況

地域人材の状況は、民生委員・児童委員が34人います。うち、主任児童委員は2人となっており、それぞれの担当地区内において生活に困っている人 や高齢者、障がい者等から日常生活でのいろいろな問題について相談を受け たり情報提供を行ったりしています。

名 称	配置数	主な活動内容
民生委員・児童委員 (福祉委員)	34 人	住民の生活状態の把握、高齢者、障がい者、児 童等の援助を必要とする人への相談支援・見守
うち主任児童委員	2 人	り、福祉施設等の関係機関との連携

資料:標茶町

7 アンケート調査等からみる現状

(1) 地域住民の現状

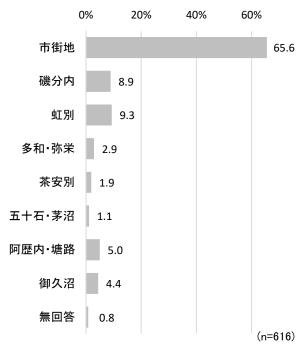
①調査概要

調査名	標茶町住民アンケート			
対象者	18歳以上の住民 2,000人を対象			
調査期間	令和5年7月25日~8月10日			
調査方法	郵送配付-郵送回収			
回収結果	配付数 2,000 票件 有効回収数 616 件 回収率 30.8%			

②あなたご自身のことについて

【居住地区】

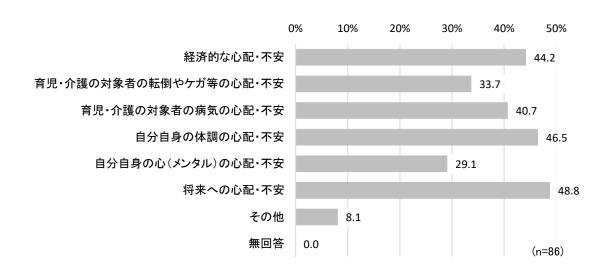
居住地区は、「市街地」65.6%が最も多くなっており、次いで「虹別」 9.3%、「磯分内」8.9%となっています。



③育児と介護について

【(今現在、育児・介護をされている方で育児・介護において心配不安に感じることが「とてもある」、「ときどきある」と回答した方) それはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに〇)】

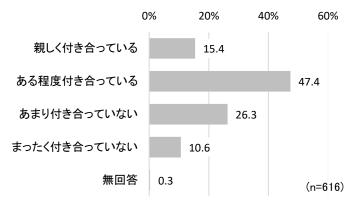
育児・介護において心配・不安に感じることの内容は「将来への心配・不安」48.8%が最も多くなっており、次いで「自分自身の体調の心配・不安」46.5%、「経済的な心配・不安」44.2%となっています。



④地域での暮らし・共生社会について

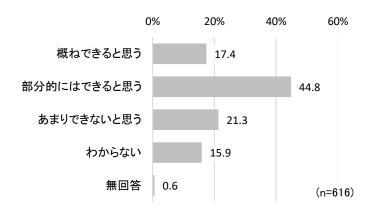
【あなたは、日ごろからご近所の方と、どの程度の付き合い方をしていますか。(1つにO)】

日ごろからご近所の方とのお付き合いは「ある程度つきあっている」 47.4%が最も多くなっており、次いで「あまり付き合っていない」26.3%、 「親しく付き合っている」15.4%となっています。



【お住まいの地域では、誰かが困っているときに助け合うことができますか。 (1つに〇)】

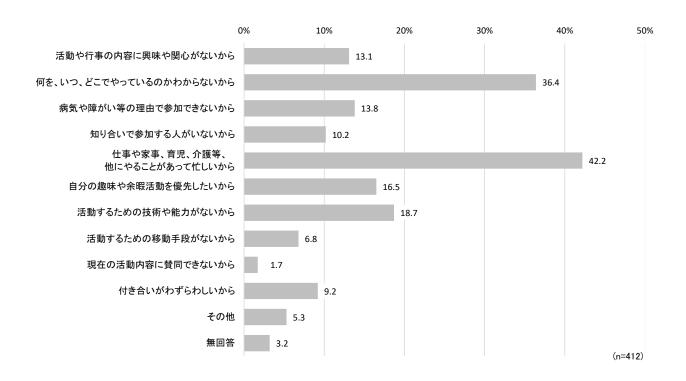
誰かが困っているときに助け合いができるかは、「部分的にはできると思う」44.8%が最も多くなっており、次いで「あまりできないと思う」21.3%、「概ねできると思う」17.4%となっています。



⑤地域の活動について

【(地域福祉に関するボランティアや NPO 活動、地域活動に参加していますかとの設問で「参加したことがない」、「参加することができない」と回答した方)参加したことがない(できない)理由は何ですか。(あてはまるものすべてにO)】

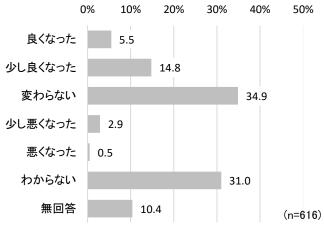
地域福祉に関するボランティアやNPO活動、地域活動へ不参加の理由は、「仕事や家事、育児、介護等、他にやることがあって忙しいから」42.2%が最も多くなっており、次いで「何を、いつ、どこでやっているのかわからないから」36.4%、「活動するための技術や能力がないから」18.7%となっています。



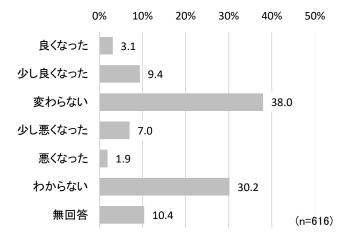
⑥町の福祉施策について

【地域福祉推進における主な取り組みについて、以前(5 年前くらいを思い浮かべてください。)と比べてどのように変化したと感じますか。(1つにO)】

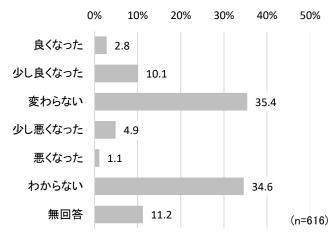
福祉意識の向上では「変わらない」34.9%が最も多くなっており、次いで「わからない」31.0%、「少し良くなった」14.8%となっています。



見守り・声掛け活動では「変わらない」38.0%が最も多くなっており、 次いで「わからない」30.2%、「少し良くなった」9.4%となっています。



ボランティア・NPOによる活動では「変わらない」35.4%が最も多くなっており、次いで「わからない」34.6%、「少し良くなった」10.1%となっています。



(2) ワークショップ(住民懇談会)

1)調査概要

実施期間	令和5年12月12日(火)
対象者	標茶町内で活動する町内会、地域会、事業者等及び社会福祉協 議会の役員等
実施方法	ワークショップ形式で標茶町の地域福祉が目指す姿、方向性に ついて意見交換を実施
参加者数	19 人

②ステートメント ~私たちが目指す標茶町の地域福祉~

- ・この先、標茶町がどんなまちになっていれば良いと思うか。
- 私たちは、どんな標茶町にしたいと思っているか。
 - ●世代を超えた交流や学ぶ機会を持ち何でも相談できる町づくり
 - ●戦争のない平和な世界の実現のために、元気で楽しい標茶町のために他人を想い聴くことで相手を理解できる地域づくり
 - ●医療福祉の設置の維持(ハード面について)、思いやりを重視した人と人とのつながりを大切にした地域(ソフト面について)
 - 世界に誇る自然豊かなまちであり、日本有数の面積を誇る自治体であり、 古くからの文化がある貴重な地域である一方で、町内での地域間の文化・習慣の差異が大きく、世代間のコミュニケーションが不足している、特に、若い世代の意見、考え方が反映されていないのではないか等の意見がありました。
 - ・また、他者の意見を聴く、寄り添う、理解する、分かり合うことの大切 さ、そこからの平和や戦争のない世界という話の展開もありました。そ れぞれの人が考える大切なこと、それを尊重すること、人とのつながり を広げ、育むこと、そこから、思いやりの気持ち、支え合う関係が醸成 されるのではないかという意見がありました。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉を推進するためには、行政や福祉関係者のみならず、住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、それぞれが地域の主役として活躍することが必要不可欠です。

また、性別や年齢、障がいの有無、国籍等、お互いの違いを個性として認め合い、個人の尊厳が尊重され、地域で分け隔てなく支え合って生活することができる地域社会のまちづくりも重要となっています。

住民一人ひとりが地域福祉を意識し、日頃より声をかけ合える付き合い、 互いを知り合える福祉活動へ参加し地域での役割を認識することで、困った ときには自然に助け合える思いやり・支え合いのこころが育まれ、地域福祉 のまちづくりにつながります。

住民誰もが地域において役割を持ち、他人事ではなく我が事として主体的に参画し、互いに支え合いながら、住み慣れた場所で安心して暮らすことができるまちづくりとしての地域共生社会の実現を目指し、本計画の基本理念を「地域も世代も越えてつながり 分かり合い 支え合うまち しべちゃ」とします。

【基本理念】

地域も世代も越えてつながり 分かり合い 支え合うまち しべちゃ



2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、以下の4つを基本目標とし、施策を推進します。

基本日標1

地域福祉 を担う 人材 づくり 性別や年齢、障害の有無、国籍等に関係なく、誰もが地域福祉について学び、参画することができるよう、子どもの頃から福祉のこころを育むための福祉教育の推進や生涯学習を通じ、高齢者等の活躍の場や地域福祉を支える人材の発掘を推進します。

また、多くの住民が主体的に地域福祉の担い手として自身の力を発揮できるようにするため、支援強化や活動を行うボランティア・NPO活動団体等への支援を行います。

基本目標2

みんなで 支え合う まちづくり 住民同士が理解し、尊重し合いながら、互いに支え合えるまちづくりのために、住民同士がつながり理解し合えるきっかけの場である交流・活動機会の充実を図ります。

また、住民が地域福祉に対して関心を持ち、地域の課題を我が事として主体的に関わる意識醸成を図ります。

さらに、ボランティア・NPO団体、学校等の交流活動への支援や関係機関同士の連携支援等、地域ネットワークの連携強化を図ります。

基本目標3

誰もが必要なときに気軽に相談ができるよう、関係機関との連携を強化し、複雑化した困りごとにも対応が可能な相談体制の充実を図ります。

安全安心に 暮らせる しくみ づくり また、生活困窮者や要配慮者への横断的な支援を推進するとともに、判断能力が不十分な方を支えるための権利擁護の推進を図ります。

さらに、地域で安全・安心な生活ができるよう、災害時の支援体制や防犯対策の整備を図り、地域の防災力・防犯力の向上を目指します。

基本目標

地域を 支える 基盤づくり 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、 自治会や町内会等の地域と保健、医療、介護、福祉、就労 等の関係機関等による横断的かつ包括的な支援体制を整 備し、地域全体で地域福祉の推進に取り組みます。

また、支援を必要とする方へ円滑かつ適切なサービスの 提供やわかりやすい情報提供の充実を図るとともに、誰も が住みやすく人にやさしい環境づくりを推進し、地域福祉 の基盤づくりに努めます。

3 計画の体系

本計画の体系は、以下のとおりです。

基本理念	基本目標	基本方針		
地域も世代も越えてつながり	1. 地域福祉を担う 人材づくり	(1)福祉教育の充実		
		(2)地域を担う人材の育成		
		(3)ボランティアやNPO活動等への支援		
	2. みんなで 支え合う まちづくり	(1)交流の場の充実		
		(2)福祉に対する意識の醸成		
		(3)地域ネットワークの連携強化		
分かり合い 支え合うまち しべちゃ	3. 安全安心に 暮らせる しくみづくり	(1)相談体制の充実		
		(2)生活困窮者や要配慮者等への支援強化		
		(3)権利擁護の推進		
		(4)災害時の支援体制の整備と防犯対策の推進		
	4. 地域を支える 基盤づくり	(1)福祉サービスの利用促進		
		(2)情報提供の充実		
		(3)環境づくりの推進		
		(4)地域づくりの推進		

4 圏域の考え方

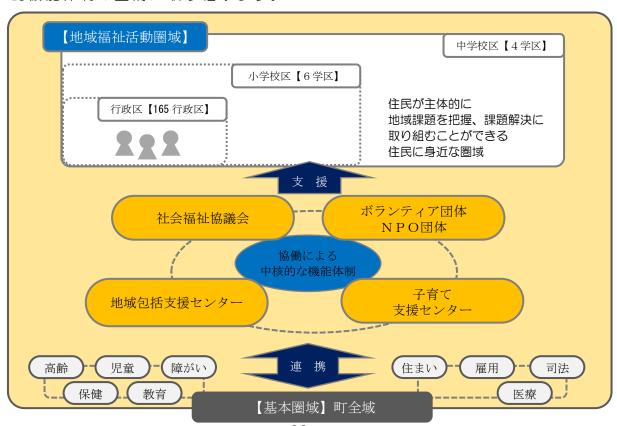
これまでの圏域は、行政が適切な福祉サービスを提供するための範囲として設定してきましたが、社会福祉法の改正により、地域住民による地域福祉活動の推進も大きな役割の一つと新たに追加され、地域住民が活動を行うための範囲についての考慮も必要となりました。

また、各地区により人口分布や高齢者・障がい者の状況、地域活動の状況 等は異なり、各地区の実情を踏まえた取り組みを推進していくためには、地域の実情を考慮した区域を設定する必要があります。

本計画においては、本計画の関連計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、行政が基本的なサービス提供や専門的・広域的な対応の範囲として標茶町全域を基本圏域として設定し施策を展開していきます。

また、地域の支え合い活動や見守り活動、防災・防犯活動といった地域住民の活動を行う範囲としては、細かい単位の地域コミュニティ区域を設定する必要があることから、小・中学校区および活動内容によっては最小単位の行政区を活動拠点の基本とする、地域住民同士が協力し合い、主体的に生活課題の解決の取り組みが可能な範囲である『住民に身近な圏域』を地域福祉活動圏域とします。

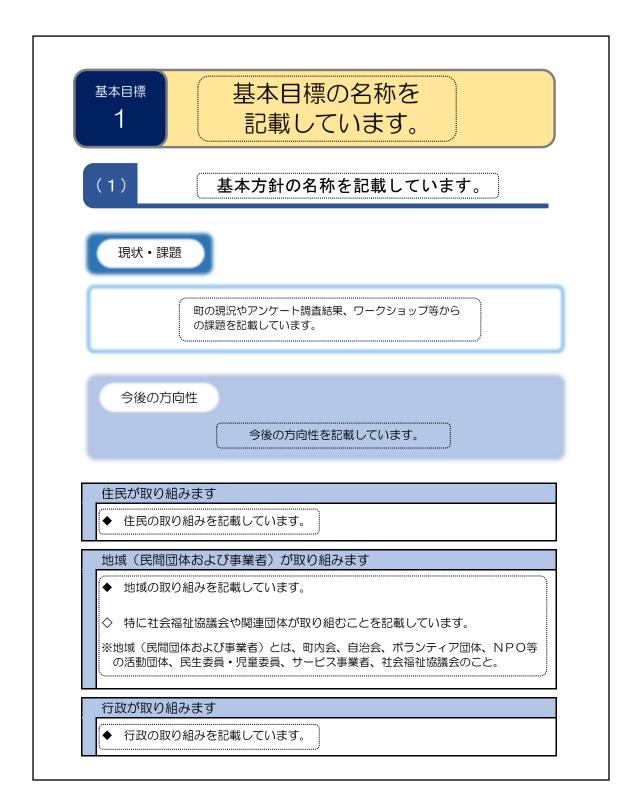
さらに、住民が効果的な地域福祉活動を展開することができるよう、社会福祉協議会やボランティア・NPO団体、各支援センターが協働で地域福祉活動圏域の取り組みを支援する体制づくりを推進するとともに、地域福祉活動圏域で解決が困難な事例を行政等の各関係機関へつなぐ役割を担う、中核的機能体制の整備に取り組みます。



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

次ページからの「施策の展開」の見方は以下の通りです。



基本目標

1

地域福祉を担う人材づくり

(1)

福祉教育の充実

現状・課題

住民一人ひとりが地域や地域課題を考え、地域活動に参加にするためには、子どもの頃から人権や道徳、福祉教育を学び、LGBT等の個性、また多様な文化や生き方を尊重し、大人になってからもこれらへの学習、理解学習を継続し、地域と関わりを深めることで、愛郷心や支え合い、人権や個性を尊重する共生のこころが育まれます。

アンケート調査では、福祉意識の向上について5年くらい前と比較して「変わらない」との回答が34.9%と最も多くなっていました。

性別・年齢関係なく、誰もが福祉について学び、活動へ参画する環境の整備が必要です。

今後の方向性

子どもの頃から福祉への関心と理解を高め、福祉のこころを育むため、 家庭や地域、学校における福祉教育や人権教育、ボランティア学習の推 進を図ります。

また、生涯学習に関する情報提供や各種講座、イベント等の生涯学習 事業を通して、福祉意識の醸成や福祉活動への参加を促進します。

注)37ページ以降の「今後の取り組み」の「地域(民間団体および事業者)が取り組みます」の ◇ は、特に社会福祉協議会や関連する各団体が取り組むもの。

住民が取り組みます

- ◆ 日常生活において地域でできることを意識し、地域福祉への関心を持 ちます。
- ◆ 家族で人権や道徳、地域福祉について考え、話し合ってみます。
- ◆ 福祉に関する勉強会や交流会、地域活動に積極的に参加し、地域福祉 や人権への理解を深めます。
- ◆ 各種講座等の生涯学習の場に積極的に参加します。
- ◆ これまでの経験や知識を活用し、地域に活かします。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 生涯学習や体験学習に関する情報発信やPR活動を行います。
- ◆ 行政等が開催する福祉に関する勉強会や交流会等に参加しやすいような働きかけを行います。
- ◆ 学習や交流の場の提供、ボランティアの受け入れを行います。
- ◆ 地域の中で活動する団体や行政等と積極的に連携を図り、福祉教育の 充実を目指します。
- ◇ 福祉の理解を深める情報について、さまざまな手段で発信します。
- ◇ 学校や地域での福祉教育、ボランティア活動の普及・啓発を行います。
- ◇ 福祉に関する勉強会、交流会等、住民が地域福祉を身近に感じられる 機会や学ぶ機会を設けます。
- ◇ 参加しやすいような働きかけや環境の整備、関心や興味がわくような 活動内容の工夫等を行います。
- ◇ シニア世代等を対象に、研修会の開催や生涯学習活動への参加を啓発 します。

- ◆ あらゆる世代を対象とした福祉教育や人権教育、またボランティア学習への支援を行います。
- ◆ 住民を対象とした地域福祉に関する学習の機会や活動体験の場等の 環境の整備を行い、福祉の意識付けを推進します。
- ◆ 住民や団体の自主的活動を支援します。
- ◆ ボランティアやNPO等の活動団体と地域をつなげ、日常的な見守り や声かけといった福祉活動の習慣づくりを推進します。
- ◆ 障がい・障がい者に対する理解のための研修や認知症サポーター養成 講座、介護職員研修等の各種研修を実施し、特に若い世代の福祉意識 を育成します。
- ◆ 生涯学習に関する各種講座やイベント、ボランティア活動等の開催情報を提供し、住民同士の支え合いの意識や地域福祉を実践する力を育む場づくりを推進します。
- 注)地域(民間団体および事業者): 町内会、自治会、ボランティア団体、NPO等の活動団体、民生委員・児童委員、サービス事業者、社会福祉協議会

(2) 地域を担う人材の育成

現状・課題

地域福祉の推進にあたっては、地域で活動に取り組む担い手の確保が不可欠となっています。

しかし、地域での付き合いや交流が少なくなっている現在、福祉意識が育ちにくい、地域の生活課題が気づきにくい等、支え合い・助け合いの地域づくりが難しい状況となっています。また、支援を必要とする方が増加する一方で、活動の担い手や支援を行う福祉人材不足が課題となっています。

住民懇談会でも、ボランティアへの参加者が少ない、若者や新たな担い手、役員のなり手がいない等、人材不足に関しての意見が多くあげられました。

今後の方向性

住民一人ひとりが自助、共助し合いながら地域福祉を推進するため、 リーダー講座や修了生へのフォローアップ等の研修を通じて、地域福祉 を推進する人材の発掘・育成を推進します。

また、ボランティア等の地域活動団体で幅広く活躍するリーダーや福祉人材の育成のための活動や地域組織化機能が発揮できるよう支援し、地域活動の充実を推進します。

住民が取り組みます

- ◆ 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加します。
- ◆ あいさつや見守り活動等、できることから参加し、近所の方と日常的 に支え合い・助け合える関係を築きます。
- ◆ 住民一人ひとりが地域の役割を担っていることを認識します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 地域活動を周知するとともに、積極的な参加を呼びかけます。
- ◆ 団体間、行政等と連携し、地域活動に関する情報提供を行います。
- ◆ 勉強会、交流会等を通じて、住民の福祉に関する知識を高めます。
- ◆ 地域の中で活動する団体や行政等と積極的に連携を図り、人材育成の 充実を目指します。
- ◇ あらゆる世代に対し、地域の中で福祉教育を進めます。
- ◇ 地域住民の力で自らの地域を守る意識付けを図ります。
- ◇ 勉強会や研修会を実施し、地域でリーダーとなる人材や講師、啓発の担い手を養成します。

- ◆ 地域住民同士の交流の場や情報交換の場を整備し、地域において役割 を創設できるよう協力と理解を促します。
- ◆ 担い手の発掘、確保のため、住民等の交流会や研修会の開催を支援するとともに、活動の周知に努めます。
- ◆ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、ボランティア・NPO団体等の担い手を育成するための取り組み支援や地域活動の充実に向けた 環境整備を推進します。
- ◆ 社会福祉従事者や有資格者、専門職種等の福祉人材の育成・確保に向けた取り組みを推進します。
- ◆ 社会福祉協議会・福祉施設・事業所の社会福祉従事者が地域組織化機能を発揮し、地域において主体的に活動を行う体制づくりのための支援を図ります。

(3) ボランティアやNPO活動等への支援

現状・課題

本町における地域資源の状況は、行政区165、自治会39団体、老人クラブ9クラブ、ボランティア・NPO活動団体5団体、特定非営利活動団体法人2団体、民生委員・児童委員34人で、社会福祉協議会やNPO等によるさまざまな地域活動や行政や行政区と連携した多様な行事、イベントが実施されています。

しかし一方で、老人クラブやボランティア団体等への会員・加入者数の減少や地域活動への特に若者世代の参加率低下等の課題がみられます。 地域の問題に柔軟に対応でき、地域のサポート役として活動を担っている社会福祉協議会やボランティア・NPO等の活動団体との連携や活動支援を強化する必要があります。

今後の方向性

行政の制度が十分に行き届いていない支援が必要な方へもサポートできるよう、社会福祉協議会やボランティア・NPO等の地域で活動する団体との連携を強化し、複雑多様化した生活課題の解決に向け、幅広く支援を提供できる公私協働の体制づくりを推進します。

また、地域で活発に活動できるよう、新たな取り組みやコーディネート機能への支援を図るとともに、団体の新規参入のための支援を行い、地域活動団体の活性化を推進します。

住民が取り組みます

- ◆ 自分にできる身近な地域活動に参加します。
- ◆ 町内会や自治会、老人クラブ等の地域活動に積極的に参加します。
- ◆ 活動団体等が行うイベント等へ積極的に参加します。
- ◆ 関心のある地域活動、ボランティア活動の情報収集を行います。
- ◆ 福祉に関する勉強会や研修会、ボランティア育成講座に参加します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 交流の場や活動内容等の情報提供を行います。
- ◆ きっかけづくりや体験の場を提供し、住民が気軽に参加できる環境を つくります。
- ◆ ボランティアや地域活動団体等との交流を積極的に図ります。
- ◇ ボランティア育成講座や研修会の充実を図り、次世代のリーダー育成、地域活動の担い手を育成します。
- ◇ 地域活動団体等との交流や活動支援を行い、団体間のネットワークづくりを推進します。
- ◇ 学校等と連携し、小学生、中学生、高校生等のボランティア体験、活動参加の機会づくりを支援します。
- ◇ ボランティアコーディネーターを配置し、支援を必要とする人と支援 する人のニーズをコーディネートする機能の強化を図ります。
- ◇ 団体への加入や募金の啓発を図ります。

- ◆ 社会福祉協議会やボランティア・NPO団体等の新たな取り組みや公 益的な取り組み、活動拠点に関する支援のほか、コーディネート機能 や地域福祉を支える基盤体制の強化のための支援を行います。
- ◆ 地域の活動が効果的な活動になるため、情報共有の場や講習会への支援のほか、活動に必要な情報提供等を行い、活動の活性化につながるよう支援します。
- ◆ 地域福祉の担い手となる地域住民やボランティア・NPO等の各種団体、事業者等の相互連携支援や地域住民の自主的活動と公共サービスとの連携を図ります。
- ◆ 団体・事業者へのサービスの振興、新規参入の促進を図ります。
- ◆ まちづくり推進センターでは、団体の新規参入のための支援や、地域 で活動する団体の支援を行います。

基本目標

2

みんなで支え合う まちづくり

(1)

交流の場の充実

現状・課題

日頃からのご近所付き合いや身近な地域での交流は、地域福祉の最も 基本的なことで、地域福祉活動へ参加するきっかけとなります。

しかしながら、住民懇談会では、地域活動に若者や男性の参加が少ない、世代間交流の場が少ない、新たな住民との交流不足等の意見があげられ、住民同士のつながりの希薄化が地域課題となっています。

アンケート調査結果では、住民同士の交流機会、居場所づくりが5年前と比較して「変わらない」との回答が38%と最も多くなっていました。

今後の方向性

住民、社会福祉協議会等の地域組織と連携し、新たな活動拠点となる 場の検討や生活課題を解決する取り組み等、支え合い、助け合い活動の 基盤となる自治会や町内会の自治活動をはじめとする地域活動が円滑に 行えるよう、活性化のための支援を推進します。

また、子ども、若者世代から高齢者まで幅広く、気軽に参加できる活動内容の工夫等、交流・活動の拠点整備や既存の施設や空き家・店舗等の活用の促進を図るとともに、講座やサロン、イベント、世代間交流等の活動への参加を促進し、地域住民の交流づくりを促進します。



住民が取り組みます

- ◆ 普段から地域や近所の方とあいさつを交わすことをこころがけ、コミュニケーションをとります。
- ◆ 自治会・町内会等に加入し、身近な地域での活動へ積極的に参加します。
- ◆ 隣近所と声をかけ合い、地域活動や地域イベントに一緒に参加します。
- ◆ 障がいがある方、高齢の方等の交通手段の問題等、地域活動に参加し にくい人に対して支援を行い、活動への参加を促します。
- ◆ これまでの経験や知識を活かせる場や関心のあるサークル・趣味の場を探し、参加してみます。
- ◆ 地域福祉活動に関心を持ち、学校等の世代間交流、ボランティア活動 に協力し、幅広いつながりをつくります。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 民生委員・児童委員等による日常的な見守り活動を行います。
- ◆ 気軽に集い、楽しく参加できる行事を開催します。
- ◆ 地域活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信します。
- ◆ 地域の集まりやサロン活動等ができる場をつくります。
- ◇ 情報交換や学び合いができる場を企画します。
- ◇ 既存イベントの見直し、地域のニーズに合った研修会の企画等を随時 行います。
- ◇ 地域での新たな取り組みの支援や、関係者の組織化を目指した行事や 講座を企画します。

- ◆ 地域の集まりやサロン活動等の地域活動に必要な支援を行います。
- ◆ 地域活動・自治活動を活発に行えるよう、活動の場づくりや他の地域 での事例の情報提供等、地域活動に必要な支援を行います。
- ◆ 既存の施設等の地域の拠点を活用し、多世代が気軽に交流を行える行事の企画・運営、また、地域の取り組みへの参画を行います。
- ◆ 住民と学校等、地域住民との交流を深めるよう、社会福祉協議会や教育委員会等の関係組織と協働で取り組みを行い、相互交流の場の整備を図ります。
- ◆ 地域の課題、要望、参加者等に応じ、新規の交流の場の立ち上げに協力します。

福祉に対する意識の醸成

現状・課題

(2)

地域の支え合い・助け合い意識の醸成を図るためには、互いを理解し、協力し合える福祉に関する啓発を地域全体に推進する必要があります。

まちづくりアンケート調査結果では、地域福祉、高齢者支援、障がい 者支援、子育て支援体制への満足度は約2割と低くなっています。

また、アンケート調査結果(障がい者)では、障がい者の社会参加に対する一般の理解について、「理解が深まってきていると思う」が12.5%にとどまり、「理解が深まっていると思わない」が23.7%と上回っています。差別や偏見、疎外感を感じる時については、「外での人の視線」「仕事や収入面」「交通機関の利用等」「町職員の応対・態度」「地区の行事・集まり」等、外出時や就労時に差別や偏見を感じている状況です。

今後の方向性

住民一人ひとりが、地域の課題を自分の課題として捉え、地域福祉に 関心をもち、地域に暮らすさまざまな立場の人について偏見や差別をす ることなく、お互いに理解・尊重し合える「お互いさま」の地域づくり の実現のため、福祉活動を学ぶ機会の整備や地域の構成員としての意識 醸成のための啓発を図ります。

住民が取り組みます

- ◆ あいさつや声かけ等、近所付き合いを積極的に行います。
- ◆ 地域活動やイベント、福祉活動に積極的に参加します。
- ◆ 福祉への興味・関心を持ち、身の回りのできることから助け合い・支 え合いの気持ちを育みます。
- ◆ 高齢者や障がい者等、支援を必要としている人に対する理解を深めます。
- ◆ これまでの経験や知識を活用し、地域に貢献する役割を認識します。
- ◆ 「認知症サポーター養成講座」に参加し、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域の認知症の方や家族に対してできる範囲での手助けに協力します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 地域活動や体験の場、交流の場の情報提供を積極的に発信、参加を促し、地域住民の福祉への関心を高めます。
- ◆ 子どもから高齢者まで、誰もが気軽に参加できるような活動や交流づくりに取り組み、福祉に触れ合う機会や福祉を学ぶ機会を提供します。
- ◆ 行政や活動団体等が行うボランティア体験等へ協力します。
- ◇ 地域住民を対象に、地域福祉に関する講演や研修等、地域福祉を学ぶ機会を設け、地域での助け合い、支え合いの意識を育みます。
- ◇ 地域イベントの体験や福祉活動等を通じて、障がい、認知症等、支援が必要な方への理解のための取り組みや福祉の重要性の啓発を行います。
- ◇ 福祉に対する理解が深まる魅力ある内容の地域活動や機会づくりに 取り組みます。
- ◇ 地域の活動団体同士、福祉のこころが地域で共有されているか話し合い、地域福祉に対する意識向上に取り組みます。

- ◆ 福祉関連情報誌、ホームページ、広報紙等のさまざまな媒体や体験の機会を通じ、障がいや障がい者に対する理解促進や地域福祉の意識向上のための啓発を行います。
- ◆ 障がいがある人・ない人が互いに認め合いながらともに生きる「共生 社会」の実現のため、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを 取り除くため何らかの対応を必要としている意思が伝えられた時に、 負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮」についての理解促進 に努めます。
- ◆ 住民に対する研修会や学習会等の開催を支援し、地域コミュニティの 重要性を周知し、主体的な福祉活動への参画を促します。
- ◆ 福祉の会議や研修会等へ職員も参加し、地域福祉に対する理解促進に 努めます。
- ◆ 住民や団体の自主的な活動を支援し、活動しやすい環境づくりや交流 の場、機会の提供を行います。



地域ネットワークの連携強化

現状・課題

(3)

住民にとって一番身近な存在である自治会や町内会、民生委員・児童 委員による地域活動は、平常時の見守りだけではなく、災害時等におい て要配慮者へ早期対応する等、地域福祉での重要な役割を担っています。

また、地域の課題に応じた対応をするためには、地域の活動団体が協力して対応することも重要となっています。

ワークショップ(住民座談会)では、少子高齢化や核家族化によるひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加、ひとり暮らし高齢者の孤立化等の地域における付き合いの希薄化が課題としてあげられており、地域ネットワークの連携強化を図る必要があります。

今後の方向性

高齢者や障がい者、子育て世帯等の地域で課題をかかえた方が、早期の段階で制度を理解し、サービスに円滑につながるよう、自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO等の地域活動団体との連携を強化し、住民主体による地域ネットワークづくりを推進します。

また、地域間情報の連携を促進し、一地域の課題を全体の課題として捉え、活動団体へ支援を図ることで、地域コミュニティ活動全体の活性化を推進します。



住民が取り組みます

- ◆ 近所付き合いを大事にし、ちょっとした困りごとがあった場合に手助 けし合います。
- ◆ 隣近所と声をかけ合い、地域活動や地域イベントに一緒に参加します。
- ◆ 自治会・町内会等に加入し、身近な地域での活動へ積極的に参加します。
- ◆ さまざまな活動を体験し、できることから福祉活動に参加します。
- ◆ 自分の地域の民生委員・児童委員を知り、身近な相談相手として相談 します。
- ◆ 社会福祉協議会やボランティア・NPO等、地域で活動する団体について関心を持ち、活動内容を調べてみます。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 民生委員・児童委員等と連携し、日常的な見守り活動を行います。
- ◆ いこいの日や地域のイベント等、高齢者の閉じこもり防止や地域交流・仲間づくりの取り組みの充実を図り、地域間交流を深めます。
- ◆ 連携会議等に参加し、関係機関・団体との情報共有を図り、地域ネットワークの強化を行います。
- ◇ 活動や出会いのきっかけとなる場の情報を、入手のしやすさや興味が わく内容等を考慮し地域に発信します。

- ◆ 地域住民主体のネットワークづくりを関係機関・団体とともに協議 し、協働体制を推進します。
- ◆ 円滑な情報交換や相互交流のため、推進会議等による協働体制の場を 整備します。
- ◆ 地域住民と大学、活動団体、関係機関との連携のための支援を行います。
- ◆ 住民、団体、事業者、民生委員・児童委員、関係団体が行う地域活動 へ支援を行い、地域活動の活性化を図ります。

基本目標

3

安全安心に暮らせる しくみづくり

(1)

相談体制の充実

現状・課題

地域の生活課題は多様化・複雑化しており、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の分野ごとの相談・支援体制だけでは対応が難しいケースが増えてきています。

また、地域において、ひとり暮らし高齢者や地域で孤立している方の 増加が課題のひとつとなっていますが、誰にも相談できずに困りごとを かかえているケースも存在すると予測できます。

アンケート調査結果(高齢者)でも、家族や友人・知人以外の相談相手として「そのような人はいない」と回答した人は28.8%存在しています。

さらに、アンケート調査結果(障がい者)では、福祉サービスについて相談しやすい体制をつくるために必要なこととして、身近なところで相談できることや、専門的・継続的に相談できる体制を求められています。

今後の方向性

福祉サービスの利用についての情報提供を行うとともに、相談窓口や相談機関の周知に努めます。

また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会や地域包括支援センター、 福祉行政部門の連携を強化し、支援が必要な方や地域の生活課題の早期 把握に努めるとともに、さまざまな相談に対応可能な総合的な相談体制 の整備を目指します。

さらに、高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者、社会的孤立者等がかかえる複合的な相談に身近な地域で対応できるよう、各分野とのネットワークによる横断的かつ包括的な相談支援体制を推進します。

住民が取り組みます

- ◆ 困りごとを一人でかかえ込まず、身近な人や近くの相談機関に相談します。
- ◆ 家族や近所で困っている方の相談にのったり、相談先を教えてあげた り、相談機関につなげます。
- ◆ 日頃より、困った時に相談できる人や相談窓口、相談機関を確認して おきます。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 地域で困りごとをかかえる人を把握し、相談にのったり、地域で解決できない課題については関係機関の相談窓口につなげます。
- ◆ 相談窓口や体制について情報発信し、気軽に相談しやすい雰囲気づく りを行い、身近な相談体制の仕組みづくりを行います。
- ◆ 地域の活動団体との連携を強化し、情報の共有を図ります。

- ◆ 福祉サービスの利用に関する情報の提供を行うとともに、相談窓口・ 相談機関の周知に努め、誰でも気軽に相談できる体制づくりを行います。
- ◆ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携し、地域における住民の生活課題や福祉サービスが必要な方の早期 把握に努めるとともに、さまざまな相談に対応できる総合的な相談支援体制の整備を検討します。
- 高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者、社会的孤立者等、地域の生活課題の解決に向けた情報提供や助言を行うとともに、医療・保健・介護・教育・就労等の各分野と連携し、協議・検討の場での複合化した生活課題の情報共有や支援内容の調整・検討等を図り、身近な地域における横断的かつ包括的な相談支援体制を整備します。



(2) 生活困窮者や要配慮者等への支援強化

現状・課題

生活困窮者は、就労や住まい、生活費等の経済的な問題だけではなく、健康問題、家族問題等、複合的にかかえている場合があり、また、家族や地域とのつながりが疎遠で、引きこもりや誰にも相談ができない等、地域で孤立している状況が多くみられます。

アンケート調査結果(子ども)でも、地域での付き合い状況は、「ある程度付きあっている」が生活困難層で47.1%と非生活困難層(63.7%)より少なく、一方で「あまり付き合っていない」は生活困難層で32.9%と、非生活困難層(24.2%)より多く、地域において付き合いの希薄さがうかがえます。

また、相談できなかった理由として生活困難層は、「誰に相談すればわからない」「方法や場所がわからない」「場所が遠い」があげられ、相談窓口の周知や相談支援体制を整備する必要があります。

今後の方向性

生活困窮者や要配慮者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、専門機関、庁内各課等の関係機関とのネットワークを強化し早期発見・状況把握に努めるとともに、複合的な課題に対応できる相談支援の体制や本人・家族の就労、住まい、経済状況等に合わせた自立支援事業に横断的に取り組みます。

また、高齢者や障がい者、子育て家庭すべてに共通して求められる、 引きこもりやサービス利用拒否者等の既存制度に位置付けられない、い わゆる「制度の狭間」の問題への対応、自殺対策、犯罪をした者の社会 復帰のための支援を地域福祉の施策と一体的に推進します。

住民が取り組みます

- ◆ 日頃からひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、子育て世帯等へ声かけを行い、顔のみえる関係をつくります。
- ◆ 積極的に見守り活動に参加・協力します。
- ◆ 地域で困っている方や相談が困難な方をみかけたら、民生委員・児童 委員や行政等に連絡します。
- ◆ 生活困窮者自立支援制度や生活保護制度を正しく理解して利用します。

地域 (民間団体および事業者) が取り組みます

- ◆ 地域の見守り等の活動により生活に困っている人等を発見した場合、 相談にのったり、自立相談支援窓口等の専門機関へとつなげます。
- ◆ 活動団体、学校、行政等の福祉関係機関との連携や支援に関する情報 共有を行い、支援が必要な方の早期発見・対応に努めます。
- ◇ 生活福祉資金貸付制度、日常生活自立支援事業等の情報提供や、関係 者と協力し自立のための支援の充実や相談体制の充実を図ります。

- ◆ 自治会・町内会、民生委員・児童委員、活動団体、学校、行政等の関係機関と連携し、支援が必要な方や生活困窮者の早期発見に努めます。
- ◆ 生活困窮者や社会的孤立者等の複合化した生活課題にも対応でき、専門的な支援や必要なサービスにスムーズにつながるよう、地域包括支援センター、子育て支援センター、県の福祉関係機関、関係各課の各分野が連携し、複合的な課題についての情報共有や支援検討の体制整備を図り、横断的な相談体制を推進します。
- ◆ 各分野と連携し、生活困窮者や高齢者、障がい者、児童家庭等の生活 や住居に配慮を要する方への居住の確保や就労支援、経済的支援を横 断的に実施し、生活の安定のための助成等の取り組みや自立支援事業 の充実を図ります。
- ◆ 自殺の未然防止のため、状態が深刻化する前の早期発見体制や居場所づくり、地域ネットワークづくりの取り組みを地域福祉と一体的に実施し、地域協働による自殺対策の効果的・効率的な推進体制を整備します。
- ◆ 支援を必要とする犯罪をした方が地域で生活ができるよう、保健医療、福祉サービス、住居、就労等の支援等、社会復帰の取り組みを地域福祉と一体的に実施し、総合的な推進体制を整備します。

権利擁護の推進

現状・課題

(3)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、子ども等の虐待は社会問題として深刻化しています。虐待は個人の権利・尊厳を侵害するもので、虐待防止に向けた対策が必要ですが、本人からの被害の申告や相談がない場合、問題の顕在がしにくいため、地域においての見守りも重要となります。

本町では、認知症高齢者や障がい者等、判断能力が十分ではない方への支援として、成年後見制度や日常生活自立支援事業、障がい者虐待防止センター事業等、関係機関と連携し権利を守る体制づくりを推進してきましたが、2016年(平成28年)5月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、成年後見の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進されることが定められました。

地域で判断能力が十分ではない方が地域で自分の能力に応じた自立生活を送ることができるよう、早期発見・対応のための地域ネットワーク や権利擁護のための支援体制をより一層強化していく必要があります。

今後の方向性

虐待を受けた方や判断能力が十分ではない方等の早期発見および迅速な問題解決のため、地域の見守り体制の強化や関係機関との連携強化を図り、地域連携ネットワーク体制の整備を図るともに、虐待の予防対策や虐待を行った保護者等がかかえている課題にも着目した支援についても一体的に推進します。

また、そういった方々が地域で安心して暮らしていけるよう、相談支援体制や権利や財産を守るための成年後見制度、福祉サービス利用援助等を行う日常生活自立支援事業等の制度・サービスの周知を図るとともに、住民の理解促進と適切な利用の促進に努め、住民の権利を擁護する支援体制を推進します。

住民が取り組みます

- ◆ 地域の見守り活動へ積極的に参加します。
- ◆ 隣近所で虐待等の疑いや異変に気づいたら、民生委員・児童委員や行政等の専門機関に連絡します。
- ◆ 虐待、認知症、権利擁護等の講座や学習会に積極的に参加し、理解を 深めます。
- ◆ 成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解し、必要に応じて 利用します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 地域で虐待等の疑いや異変に気づいたら、行政等の専門機関に連絡します。
- ◆ 虐待や成年後見制度、権利擁護に関する周知・啓発を図り、事業所や 家庭内における虐待防止に努めます。
- ◆ 民生委員・児童委員や学校関係者等の関係機関との連携体制を強化 し、情報共有を図ります。
- ◇ 地域の見守り活動への住民の参加を促進します。
- ◇ 虐待、認知症、権利擁護等についての講座や研修会を実施し、正しい 知識と理解の普及啓発に取り組みます。
- ◇ 認知症や障がい(知的・精神)等の判断能力が十分でない方が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービス利用に関する相談・助言、それにともなう日常的な範囲の金銭管理や生活変化の見守りを行う日常生活自立支援や権利擁護について、標茶町社会福祉協議会が実施する「安心サポートセンターまもる」の利用を推進します。



- ◆ 民生委員・児童委員、学校、サービス提供事業所、警察、消防、郵便等の関係機関と連携し、虐待・DVの早期発見・対応のための虐待防止ネットワークの強化を図るともに、高齢者、障がい者、児童に対する統一的な対応や虐待の予防対策、家庭内で虐待を行った保護者・養護者への支援を推進します。
- ◆ 住民、民間事業者・団体、子ども等を対象に、虐待や認知症、権利擁護等についての講座や研修会を実施し、地域における権利擁護に関する正しい知識と理解の普及啓発に取り組みます。
- ◆ 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業、権利擁護に関する相談窓口等の周知・利用促進を図るとともに、適切なサービス利用を支援するための仕組みづくりを推進します。
- ◆ 判断能力が不十分な障がい者や高齢者等のほか、判断能力に不安があり金銭管理が必要な方や身元保証人が不在のため生活に困難をかかえている方に対する成年後見に関する取り組みについては、成年後見制度利用促進基本計画(第6章に記載)に基づき、施策を推進するものとします。

(4)

災害時の支援体制の整備と防犯対策の推進

現状・課題

災害等の緊急時の支援を円滑に行うためには、日頃から地域交流を深め、顔のみえる関係を築き、地域が一体となって支え合う、助け合う体制づくりを進めることが大切で、同時に防犯への効果も期待できます。

近年、温暖化にともなう局地的な豪雨や大雨による冠水被害が発生しており、全国では、地震による災害も東日本・熊本・能登等の例もあり、 将来的な懸念となっています。

アンケート調査結果では、手助けが必要な方に対する支援として「地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい」(48.2%)、「自主防災組織や自治会等、地域で取り組んでいくことが望ましい」(25.8%)となっていました。

防犯については、近年、子どもや高齢者、障がい者をねらった犯罪が多く電話やネットによる特殊詐欺も増えてきており被害者本人が気づかない場合もあり、家族や周辺の人の気づきが被害から救うケースもあると考えられます。

今後の方向性

災害や防災の正しい知識の習得や防災意識の向上のため、防災訓練の実施や参加の促進を図るとともに、何らかの支援が必要な要配慮者や避難行動要支援者の把握、避難行動要支援者名簿の整備、福祉避難所の確保、福祉サービスの継続と関係機関の連携等、標茶町地域防災計画に基づき、円滑に支援が行われるよう防災支援体制の整備を推進します。

また、地域の中での日常的な見守り体制づくりや防犯パトロールを推進するとともに、行政や警察等が連携し、防犯に対する働きかけを強化し、地域の防犯体制を推進します。

住民が取り組みます

- ◆ 日頃から顔がみえる関係づくりを進め、避難支援が必要な人を把握します。
- ◆ 防災訓練・避難訓練に積極的に参加します。
- ◆ 見守りや災害ボランティアに登録します。
- ◆ 防災マップ等を活用し、避難場所や避難経路、連絡方法等について確認します。
- ◆ 家庭において、住宅の耐震改修や家具の固定等の安全確保のほか、防 災用品や食料等の備蓄に取り組みます。
- ◆ 地域の防犯パトロールに積極的に参加します。
- ◆ 近所で不審者をみかけた場合は、家族や隣近所で情報共有し、警察や 行政へ情報提供します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 日頃から声かけ、見守り活動を行い、避難支援が必要な人を把握します。
- ◆ 防災訓練の実施や住民への防災意識の啓発を図り、自主防災組織の活性化に努めます。
- ◆ 防犯パトロールを行い、子どもや高齢者等への見守り活動を行いま す。
- ◆ 不審者をみかけた場合は、地域で情報共有し、警察や行政へ情報提供 します。
- ◆ 地域で事故が起こりやすい場所等を点検し、警察や行政へ情報提供し ます。
- ◇ 民生委員・児童委員、活動団体や事業所、学校、行政等との連携強化 を図り、地域の防災機能の強化を図ります。
- ◇ 災害ボランティアセンターおよび災害ボランティア等の運営や普及 啓発を進めます。

- ◆ 「標茶町地域防災計画」に基づき、災害発生時に避難支援が必要な要配慮者を把握し、避難行動要支援者の名簿作成や災害時における支援 体制を推進します。
- ◆ 避難行動要支援者の理解を得ながら、社会福祉協議会、町内会、民生 委員・児童委員等の関係団体の日常的な見守りで得た情報の共有を図 り、相互連携の強化を図ります。
- ◆ 防災マップや広報紙、ホームページ等で防災・災害に関する情報提供 や啓発を行い、地域の防災知識を高めます。
- ◆ 子どもや高齢者等を対象に防災・防犯対策に関する講座や交通安全教 室等を実施し、防災・防犯や交通安全に対する知識の普及と意識啓発 を図ります。
- ◆ 地域からの情報を活用しながら空き家状況の把握を行い、警察等の機 関と連携し、防犯のための対策を進めます。
- ◆ ボランティア等の活動団体への支援を図り、地域における防災・防犯 体制を推進します。



基本目標

4

地域を支える基盤づくり

(1)

福祉サービスの利用促進

現状・課題

地域における生活課題は多様化・複雑化していますが、課題をかかえる住民が地域で安心して生活することができるよう、必要な支援を適切に利用できる体制づくりが求められます。

そのためには、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等のそれぞれの 分野と連携し、福祉サービスの充実を図る必要があります。

アンケート調査結果では、これから町で重点的に取り組むべきこととして「在宅福祉を支えるサービスの充実」が43.0%となっていました。

今後の方向性

支援を必要とする地域住民が適切かつ円滑にサービスを利用できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等、それぞれの取り組みは計画ごとで推進しますが、本計画とこれらの分野との連携を強化し、横断的な福祉サービス等を展開します。

また、利用したい方が適切にサービスを選択し、必要なサービスを利用できるよう、サービス提供事業所へ事業所情報やサービス内容、苦情への対応、評価等の情報開示を働きかけ、サービスの水準や質の向上を図るとともに、関係機関と連携し事業者の指導・監督等を行い、サービス事業所および従事者の資質の向上に取り組みます。

住民が取り組みます

- ◆ 広報紙やホームページ等を活用し、制度やサービスの情報を入手します。
- ◆ 制度やサービスについての説明会や勉強会に参加し、サービスの正しい利用方法や仕組みを学びます。
- ◆ サービス利用の際は、事業者から不明点等の話を十分に聞き、事業者 の選択は慎重に行います。
- ◆ サービス利用時の要望・苦情は、事業者へ話して解決しない場合、行政や専門機関に相談します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 提供サービスの情報を利用者や家族等にわかりやすく伝えます。
- ◆ 利用者がサービスを選択するために必要な情報を公開します。
- ◆ 利用者ニーズや満足度の把握や従事者への研修会等、質の高いサービスを十分に提供できるよう取り組みます。

- ◆ 広報紙やホームページ、出前講座、懇談会等で、制度やサービス内容、 サービス事業者等の情報提供を推進します。
- ◆ 適切な制度、サービスが提供できるよう、サービス提供事業所、医療、 関係課等の各分野の関係機関が連携し、サービス提供の充実を図りま す。
- ◆ 共生型サービスや多機能型サービス、世代間の共生ができる場の整備 等、各分野の関係機関が連携し、分野横断的な福祉サービスの円滑な 提供に努めます。
- ◆ 事業者・従事者への研修等を開催し、従事者の専門性の向上を図ります。
- ◆ 事業所へのサービス内容・評価の開示や第三者評価制度の周知を図るとともに、事業者の指導・監督を行い、支援が必要な方が適切なサービスを選択・利用できる体制の整備を推進します。

(2) 情報提供の充実

現状・課題

高齢者や障がい者をはじめとする支援が必要な方が、自らの意思で適したサービスを選択するためには、情報が誰でも得やすく、わかりやすい内容でなければなりません。

アンケート調査結果では、福祉情報を必要とした人の入手状況として「時間がかかったが、手にいれることができなかった」(8.8%)という回答もあり必要な人にすぐに届けるという点について課題が示されています。

高齢者、障がい者やその家族、子育て世代等で支援が必要な方が、必要な情報を円滑に取得できるような提供体制の整備が必要です。

また、地域福祉を推進するにあたり、地域福祉への関心が低い方も興味が持てるような内容や効果的な情報発信をする必要があります。

今後の方向性

高齢者や障がい者、子育て世代をはじめとする支援が必要な方に配慮 した、多様な方法による情報提供に努めます。

また、年代や対象者ごとに、わかりやすい内容やみやすさ等を配慮し、 効果的に情報が得られるよう工夫していきます。

さらに、住民の地域福祉に対する意識向上のため、関係機関と連携し、 地域福祉に関する情報提供の充実を図ります。

住民が取り組みます

- ◆ 広報紙、ホームページや回覧板等、さまざまな媒体により、福祉に関する情報を収集します。
- ◆ 不明点や知りたい情報があれば、行政や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、サービス事業者等に聞いてみます。
- ◆ 行政や社会福祉協議会等の情報内容や提供体制等について、気づいた 点があれば意見を伝えます。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 回覧板やホームページ等の広報活動等を通じ、地域の活動情報やイベント、福祉サービス等についての情報を積極的に発信します。
- ◆ 多様な媒体を積極的に活用し、わかりやすい情報提供に努めます。
- ◇ 個人情報に配慮しつつ、地域での情報共有を進めます。

- ◆ 広報紙やホームページ等を通じ、地域の情報やイベント、福祉サービス等についての情報を積極的に発信し、住民との情報共有化を進めます。
- ◆ 広報紙やホームページ等、さまざまな媒体を活用し、情報の効果的な 提供に努めます。
- ◆ 高齢者や障がい者、子育て世代等を対象としたガイドブックやパンフレットを作成する際は、みやすさや内容を考慮し、効果的に得られる工夫を行います。
- ◆ 関係機関と連携し、地域の活動状況や地域福祉に関する情報を発信 し、地域福祉に対する理解・意識の啓発につなげていきます。

(3) 環境づくりの推進

現状・課題

高齢者や障がい者、子どもをはじめとする誰もが、住み慣れた地域の公共施設、民間施設、道路交通機関等を安心して利用することができるよう、バリアフリー化等、ユニバーサルデザインの視点での生活環境の整備が必要で、住民すべてが安全に活動できる環境を確保することが大切です。

アンケート調査結果では、運動・公共施設等のバリアフリー化では5年前と比較して「変わらない」が37.5%で最も多くなっていました。

今後の方向性

高齢者や障がい者、子どもをはじめとする住民すべてが安全に外出できるよう、道路や歩道、公共施設、交通機関等、関係機関と連携し、生活環境のバリアフリー化を推進します。

また、高齢者や障がい者が、慣れ親しんだ住宅に住み続けられるよう、 手すりの取り付けや段差解消等、身体状況に応じた住宅改修のための一 部助成や助成制度の普及啓発を図ります。

住民が取り組みます

- ◆ 困っている人をみかけた時は、声をかけ手助けします。
- ◆ 施設や道路で、危険や不便さを感じたら行政に相談します。
- ◆ 高齢者や障がい者、乳幼児連れの保護者等の気持ちにたって考えます。
- ◆ 自分の住宅について高齢者や障がい者になった時のことを意識します。
- ◆ 行政や地域が開催するバリアフリーの学習の場に積極的に参加します。
- ◆ 住宅改修の助成等を適切に活用します。
- ◆ 通行の妨げとなる駐車や駐輪はしません。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 住民や地域において、バリアフリーへの要望把握に努めます。
- ◆ 施設や道路で、危険や不便さを感じたら行政に相談します。
- ◆ 施設において駐車場・駐輪場の整備を進めます。
- ◆ 施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に 努めます。
- ◇ 学校や地域での福祉教育を通じて、バリアフリーやユニバーサルデザインに対する考え方や取り組みの啓発を行います。
- ◇ 地域の施設や道路における危険な箇所等の情報共有や行政への情報 提供を行います。

- ◆ 「バリアフリー法」や「北海道福祉まちづくり条例」の整備基準に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設や道路・歩道のバリアフリー化を推進します。
- ◆ 高齢者や障がい者が住宅改修制度を適切に利用できるよう、制度の周 知を図ります。
- ◆ 放置自転車や違法駐車による通行障がいをなくすため、住民のモラル 向上に努めます。
- ◆ 駅や施設等のバリアフリー化について事業所等へ促します。

地域づくりの推進

現状・課題

(4)

多様化・複合化した問題をかかえる方への支援や「制度の狭間」の問題等、既存の制度では解決が困難なケースにも対応するためには、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の分野ごとではなく、関係機関のすべてが連携し、地域の生活課題を把握・解決ができる包括的な体制づくりを推進していかなければなりません。

また、分野ごとのさまざまな支援制度がきめ細やかに提供されているものの、利用者にとっては複雑でわかりにくい場合もあり、必要な時に円滑に支援を提供できる体制を構築していくことも必要です。

今後の方向性

さまざまな課題をかかえる方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉、保健、医療も含めた庁内の関係課との横断的な連携を行い、全庁内的な体制の整備を図るとともに、防犯・防災、交通、多文化共生等の福祉分野以外との分野を超えた連携体制を推進し、包括的な支援体制づくりに取り組みます。

また、住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の地域住民と行政機関がともに地域の生活課題の把握・解決を目指し、地域を拠点とする体制づくりに取り組みます。



今後の取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 住民主体の健康づくりや地域交流サロン等へ参加します。
- ◆ 地域の生活課題について話し合う場に参加します。
- ◆ 地域包括支援センターの役割を理解し、効果的に活用します。
- ◆ 公民館や社会福祉協議会を地域福祉の拠点として積極的に活用します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 関係機関や活動団体との意見交換、話し合いの場に積極的に参加します。
- ◆ 関係機関との連携を強化し、情報共有やきめ細かな支援活動につなげます。
- ◆ 地域の資源であることを認識し、活動団体や行政等と連携しながら地域との関わりを深めます。
- ◇ 地域の生活課題について話し合う場の設定や参加への働きかけを行います。
- ◇ 住民主体サービスとしての活動を行います。
- ◇ 活動団体や事業所、行政等と情報交換や連携を進め、地域課題を把握 し課題の解決に努めます。

行政が取り組みます

- ◆ 住民主体のサービス等の創設を支援します。
- ◆ 生活支援コーディネーターの配置や協議体の配置により、地域における生活課題の解決に取り組み、円滑に地域の通いの場や生活支援サービスなど適切なサービスの提供につなげます。
- ◆ 課題をかかえる方への包括的な支援が必要なため、保健、医療、介護、 教育、就労等の庁内部局との横断的な連携を図り、全庁的な支援体制 を整備します。
- ◆ 事業の効果・効率性や住民の生活の質の向上を高めるため、介護や子ども、障がい等の複数事業の一体的な実施を検討します。
- ◆ 福祉関係機関のほか、地域づくりに関わるあらゆる機関・関係団体と 連携し、複合的な問題対応や就労支援、活躍の場の確保等を行い、地 域の活性化を推進します。
- ◆ 重層的な支援体制の整備に向けた検討を進めます。

第5章 計画の推進にあたって

第5章 計画の推進にあたって

1 多様な協働による計画の推進

地域福祉を推進するためには、行政や事業者が提供するものだけでは不十分で、住民一人ひとりが地域の主役となり、互いに助け合い、協力し合い、 地域が協働で福祉のまちづくりを行うことが不可欠となります。

本計画では、住民一人ひとりの取り組み(自助・互助)、地域社会が協働で行う取り組み(共助)、行政の取り組み(公助)の3つの基本的役割を定めます。

(1)住民の役割(自助・互助)

住民は、一人ひとりが地域福祉に対して関心を持ち、学び、理解を深めていくことが重要で、そのためには、日頃からあいさつや声かけ、地域活動への参加等を通じて、顔の見える関係を築き、支え合い・助け合いのこころを育むことが必要です。

また、地域づくりの担い手として地域活動へ積極的な参画に努め、地域 づくりの主役としての役割が期待されています。

さらに、ボランティア等の社会貢献活動や各種募金、福祉団体等への寄付等の助け合い活動に対して理解し、可能な範囲で協力することも大切です。

(2)地域の役割(共助)

≪町内会、自治会、ボランティア団体、NPO等の活動団体≫

地域の活動団体は、組織的に地域福祉を支える基盤となっており、今後はさらに、地域での役割は重要となってきます。

地域の活動団体は、住民に対し地域福祉活動への参加を積極的に促進するとともに、活動団体同士で連携し、地域の生活課題を発見・共有・解決していくことが求められ、地域密着型の活動・支援が期待されています。

≪民生委員・児童委員≫

民生委員・児童委員は、身近な地域における相談相手のほか、引きこも りや社会的孤立者等の支援を必要とする方の早期発見も期待され、社会 福祉協議会や行政等と連携した活動が求められます。

≪サービス事業者≫

サービス事業者については、サービスの質の確保や従事者の資質の向上、サービス内容の情報提供、利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。

また、専門的な知識や施設等を活かした地域の交流の場や地域福祉の拠点としても期待され、住民や行政と協働で地域福祉活動の活性化に向けた地域参加が求められています。

≪社会福祉協議会≫

社会福祉協議会は、さまざまな地域活動の実施や参加の促進、福祉サービスの提供、ボランティア育成等、地域における福祉の推進の中心的な位置付けを担うともに、多様な福祉活動組織との関係性を活かし、町民と地域活動団体、町民とサービス事業者、町民と行政等をつなぐコーディネート役のほか、地域における生活課題を把握し、その課題に対応した事業展開を図ることが期待されています。

(3) 行政の役割(公助)

行政は、町内会、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、社会福祉協議会等の地域活動団体やサービス事業者等と連携・協働で地域福祉の推進を図るとともに、住民のニーズを十分に把握しながら、福祉施策の総合的な推進を図る役割を担っています。

また、庁内関係者のみならず、医療や介護、保健、就労等の関係機関のほか、福祉以外の分野とのネットワークを強化し、さまざまな分野を横断的につなげ、包括的な地域福祉の推進に努めます。

2 計画の進行管理と評価

本計画を効果的かつ継続的に推進していくため、関連計画の担当課との連携を図りながら、PDCAの考えに基づき計画全体の進行管理を行い、計画の継続的な見直し・改善を図ります。

本計画の進行管理と評価については、行政や関係団体等により構成する協議の場で必要な事項の評価・見直しを図ります。



(Check)

【計画におけるPDCAサイクルのプロセス】

3 計画の普及・啓発

地域福祉の推進のためには、本計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、住民、ボランティア・NPO団体、社会福祉協議会、サービス事業者等の関係するすべての方の共通理解と連携・協働しながら取り組んでいくことが重要で、本計画の十分な普及・啓発を図ることが必要です。

広報紙やホームページをはじめ、講座や公共施設等への設置等、さまざま な媒体や機会を活用し、地域に広く計画の周知を図ります。

資料編

資料編

1 標茶町福祉施策検討委員会設置要綱

平成 15 年 12 月 29 日訓令第 84 号

標茶町福祉施策検討委員会設置要綱(設置)

第1条 本町の総合的な保健・医療・福祉施策のありかたと、町民だれもが元気でいきいきと地域で暮らしていけるまちづくりの施策を検討するため、標茶町福祉施策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- **第2条** 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号にかかる諸計画等の策定及び推進に関する事項について、町長の求めに応じ検討協議する。
- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 児童福祉、子育て支援に関すること。
- (3) 老人福祉・介護保険に関すること。
- (4) 障がい者福祉に関すること。
- (5) 健康増進に関すること。
- (6) 保健医療に関すること。
- (7) その他保健・医療・福祉に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は<u>別表</u>に掲げる関係機関、団体及び一般公募者をもって、20名以内で構成し、町長が委嘱する。
- 2 委員の所掌事項は、別表のとおりとする。
- 3 前項に定める他、検討協議内容により必要な者を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会は、町長が招集する。
- 2 委員会は、第2条に掲げる所掌事項ごとに開催することができる。
- 3 委員会は、必要に応じ会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年4月1日から施行する。 (標茶町福祉懇談会設置要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
- (1) 標茶町福祉懇談会設置要綱(平成3年標茶町訓令第4号)
- (2) 標茶町保健医療計画策定委員会設置要綱(平成5年標茶町訓令第22号)
- (3) 標茶町母子保健連絡協議会設置要綱(平成8年標茶町訓令第25号)
- (4) 標茶町高齢者保健福祉計画·介護保険事業計画策定委員会設置要綱(平成 11 年標茶町訓令第 30 号)

(経過措置)

- 3 この訓令の施行前に前項の規定による廃止前の標茶町福祉懇談会設置要綱、 標茶町保健医療計画策定委員会設置要綱、標茶町母子保健連絡協議会設置要 綱及び標茶町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱の 規定によりなされた発令その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされた発 令その他の行為とみなす。
- 附 則(平成 19 年8月1日訓令第 39 号)

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成 23 年9月1日訓令第 24 号)

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成 26 年3月 31 日訓令第 14 号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年4月1日訓令第 15 号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日訓令第21号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

所属	人数	所掌事項						
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		地域福	児童福	老人福	障がい	健康増	保健医	その他
			祉、子	祉∙介	者福祉	進に関	療に関	保健•
		する事				する事		医療•
		項		に関す	る事項	項	項	福祉に
				る事項				関する
			項					事項
学識経験者	1	0	0	0	0	(<u> </u>	0
保健医療関係者	2	0	0	0	0	(O	0
福祉関係団体関係	4	0	0	0	0	(C	0
者								
その他関係団体関	2	0	0	0	0	(C	0
係者								
福祉関係等サービス	3			0	0			
事業者								
一般公募(介護保険	1	0		0				
被保険者)								
一般公募(子育て中	1		0					
の保護者)								
一般公募(障がい当	1				0			
事者)								
その他特別委嘱	若干名							

[※]福祉関係等サービス事業者については、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生労働省令 第 36 号)第 140 条の 66 第2号ロの規定に基づく事項を協議する場合を主務とする。

2 標茶町福祉施策検討委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	所属	氏	名	備考
学識経験者	社会福祉法人標茶町社会福祉協議会	千葉 ፤	成治	
原 原	標茶町立病院	佐藤富	富士夫	
保健医療関係者	標茶町地域歯科保健医療協議会	三本和	包 宏	
	社会福祉法人標茶町社会福祉協議会	鈴 木 -	- 幸	
福祉関係団体関係者	標茶町老人クラブ連合会	中嶋	争子	
他似為你也不為你在	標茶町民生児童委員協議会	鈴木り	照 男	委員長
	標茶町保健推進委員会	齋 藤 原	恵 美	
その他関係団体関係	標茶町自治会連合会	石崎	表司	
者	標茶町女性団体連絡協議会	千葉 ‡	専 子	副委員長
	一般社団法人北海道在宅ケア事業団 標茶訪問看護ステーション	小林嶋	支由子	
福祉関係等サービ ス事業者	有限会社こすもす	熊 谷 原	享 子	
	特定非営利法人みなみなプレイス	中川马	すみれ	
一般公募	介護保険被保険者	松 尾 -	- 志	
	子育て中の保護者	千葉 喜	百合奈	
	障がい当事者	真 野 る	まち子	

3 標茶町地域福祉計画策定の経過

開催日時	内容
令和5年6月29日	第1回標茶町福祉施策検討定委員会
	(1) 地域福祉計画策定にあたって
令和5年11月7日	第2回標茶町福祉施策検討定委員会
	(1) 住民アンケート調査結果について
	(2) 事業所・関係団体アンケート調査結果について
令和6年1月26日	第3回標茶町福祉施策検討定委員会
	(1) ワークショップ(住民懇談会)について
	(2) 標茶町地域福祉計画素案について
令和6年3月22日	第4回標茶町福祉施策検討定委員会
	(1) 標茶町地域福祉計画の承認について